

2026 年 9 月 29 日 ビジネス会計人クラブ 第 24 回 会計事務所経営研究会 結果報告

- テーマ 会計事務所が知っておくべき法務リスク対策
～税賠対策・顧客トラブル・労務問題への実践対応～
- 講 師 弁護士法人 Y&P 法律事務所 パートナー弁護士 奥村 暁人氏



今回の研究会では、税理士法人山田&パートナーズでの税理士業務の経験や、Y&P 法律事務所および山田&パートナーズグループで豊富な実務経験を有する弁護士の奥村 暁人氏を講師に迎え、会計事務所を取り巻く「税賠リスク」「顧客・関係者トラブル」「労務トラブル」の 3 領域について、裁判例や実例を交えながら、会計事務所として備えておくべき事項を解説いただきました。

税理士損害賠償（税賠）対策では、DES 提案時に債務消滅益課税の説明を怠ったとして、税理士法人に約 3 億 2,902 万円の支払いが命じられた裁判例（東京地判平成 28 年 5 月 30 日）を紹介いただきました。税賠事故の発生原因を「知識」「手続」「依頼者との関係」の 3 段階で捉え、チェックリストや面談記録やメールによる証拠化の重要性が示されました。また、委任契約書については、業務範囲・報酬・委任契約書に織り込んでおくべき条項や、責任限定条項の設計思想、責任限定条項と消費者契約法の実務対応についても解説いただきました。

顧客・関係者トラブルでは、クレーム対応の基本は「相手の話を最後まで聞く・謝罪し、共感を示す・事実を整理する・やりとりを記録化する」ことであり、その場で責任を認めたり賠償額を口にしたりせず、保険会社への報告を優先するなど、初動対応の要点が示されました。また、令和 8 年 10 月 1 日から、カスタマーハラスメント対策がすべての事業主の法的義務となり、会計事務所も、方針の明確化、相談体制の整備など、指針が求める 5 つの措置への対応が必要であることが示されました。

労務トラブルでは、労働法は労働者保護の視点で解釈され、「言い分が正しくても手続を踏まなければ負ける」ことを前提に、ハラスメント申告時の事実確認、メンタル不調時の「休職」と「懲戒」の切り分け、残業許可制・固定残業代・管理監督者に関する誤解と、平時の勤怠管理や就業規則の整備について解説いただきました。

最後に、弁護士への相談は「違和感を覚えた段階」が最も選択肢が多いことから、日頃から相談できる顧問弁護士との連携体制を整えておくことが、会計事務所のリスク管理と顧問先への的確な助言につながるとのまとめがありました。

本講演は、オンデマンド（<https://bac.gr.jp/channel/>）で受講いただけます。

なお、弁護士法人 Y&P 法律事務所（<https://www.y-p-law.or.jp/>）の会計事務所向け法律顧問サービスについて、ご関心がある方は、BAC までご一報いただければ、お繋ぎいたします。

◆お問合せ先 ビジネス会計人クラブ東京事務局
TEL：03-6206-6640 E-mail：bac-tokyo@bac.gr.jp

<主な講演内容>

1. イントロダクション 会計事務所を取り巻く法務リスクの全体像
2. 税理士損害賠償（税賠）対策 典型事例／税倍事故の発生原因と基本対策／委任契約書による対策
3. 顧客・関係者トラブル クレーム対応の基本と初動／相続紛争での関係者対応／報酬未払い／カスハラ対策の義務化
4. 労務トラブル ハラスメント・従業員トラブル／メンタル問題／退職者からの未払残業代請求
5. 弁護士との効果的な連携 相談のタイミング／顧問弁護士の活用
6. まとめ・質疑応答

<懇親会>

